

# 固定電話サービス移行円滑化委員会(第2回) ご説明資料

KDDI株式会社  
2025年11月5日

※本資料では敬称を省略しております。

# 1. メタルから光への移行

- 今後、NTT東西がメタルを撤去するにあたり、**メタルの代替としては光が基本**
  - ・ 光ファイバー：**国民生活・経済活動を支える基幹インフラ**  
(教育、医療、防災、産業、行政サービス等)
  - ・ 国の政策目標\*：都市と地方の格差をなくし、誰もが安心してつながる社会の構築

\*デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版) 光ファイバの目標:世帯カバー率99.9%(2027年度末)

モバイルの基盤でもある光への移行は、これらを実現する重要なステップ

光整備を基本として、無線で補完する通信環境の構築が重要



## 2. 利用者への代替サービス案内における優先順位

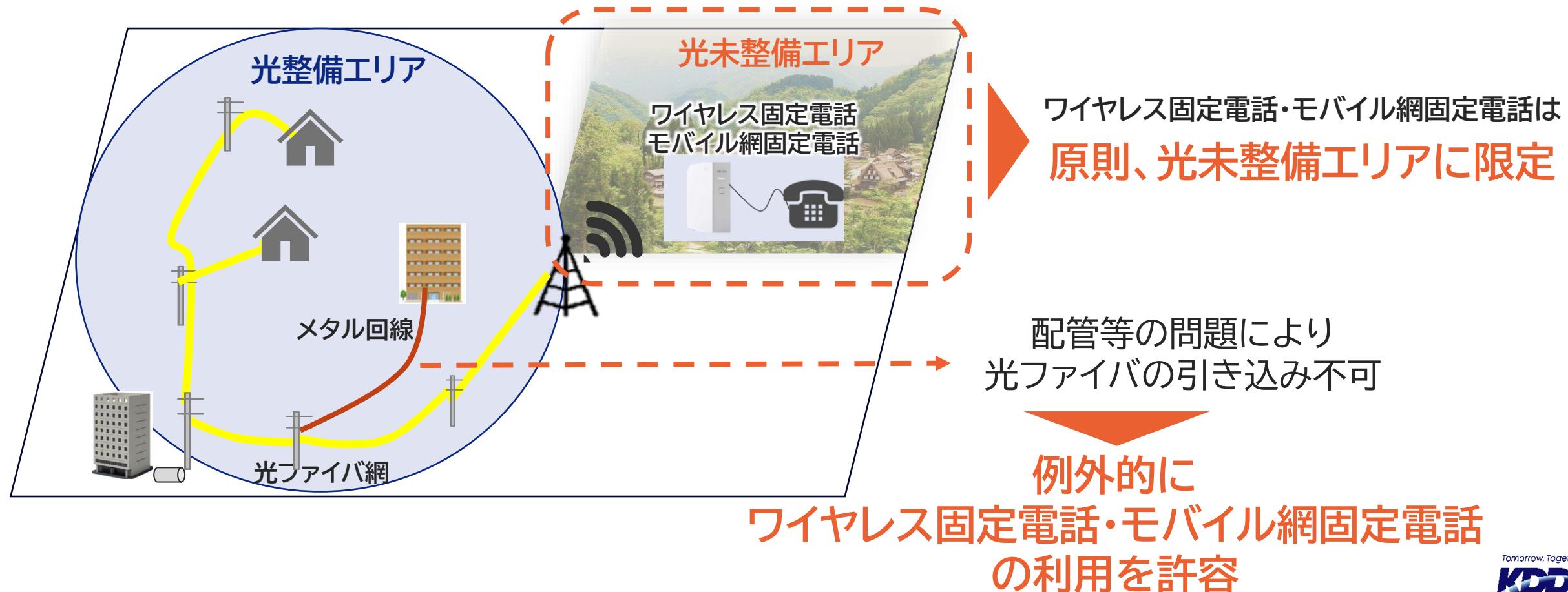
- NTT東西は、**光提供エリアでは光回線電話を案内すると宣言**

- ・ 利用者からの特段の要望がない場合は、固定と無線の特性も踏まえ  
**原則、光回線電話を優先的に案内することを担保**いただきたい
- ・ **省令等に規定**し、光提供エリアでの光への移行状況を本委員会でも定期的に  
確認いただきたい



### 3. ワイヤレス固定電話・モバイル網固定電話の提供要件の考え方

- ワイヤレス固定電話およびモバイル網固定電話については  
**光未整備エリアにおける提供に限定することを原則とすべき**  
ただし、光整備エリアであっても**光の引き込みが困難な場合は例外的に許容**



## 4. 移行サービス周知における公平性

- 過去にNTT東西に対して公正な競争を確保するために講じられてきた  
**営業面の規律との関係整理が必要**

・ 光への移行促進のため、ブロードバンドの提案を行うのであれば、  
**NTT東西のフレッツ光のみを唯一の選択肢とすべきではなく  
他社のブロードバンド+光IP電話も自社サービスと合わせて公平に説明すべき**

### 関係整理が必要な観点

- ✓ 加入電話の顧客情報をもとに、移行先サービスとして「フレッツ光+ひかり電話」等の営業に活用することは**情報の目的外利用にあたる可能性**
- ✓ 利用者が加入電話の移転・転居の手続を行う際にフレッツ光サービスの営業活動を行うことは、活用業務実施に係る具体的措置の**「営業面のファイアーウォール」等に抵触する可能性**

### (参考)過去に注視するとされた事項

- ✓ NTT東西が従来の電話業務で取得した顧客情報をフレッツサービス等の営業に活用していることへの懸念(意見69)については、電話の業務で取得した情報を本来の収集目的以外に転用することを防止することとされており、引き続き注視していく。
- ✓ 116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず、活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動を行うことは、累次の活用業務の実施に当たり、NTT東西が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じることとした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する。  
このため、116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、NTT東西に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請し、その履行状況について総務省への報告を求めるとともに、NTT東西による当該措置の運用状況について引き続き注視していく。

## 5. 今後の移行計画詳細の早期提示

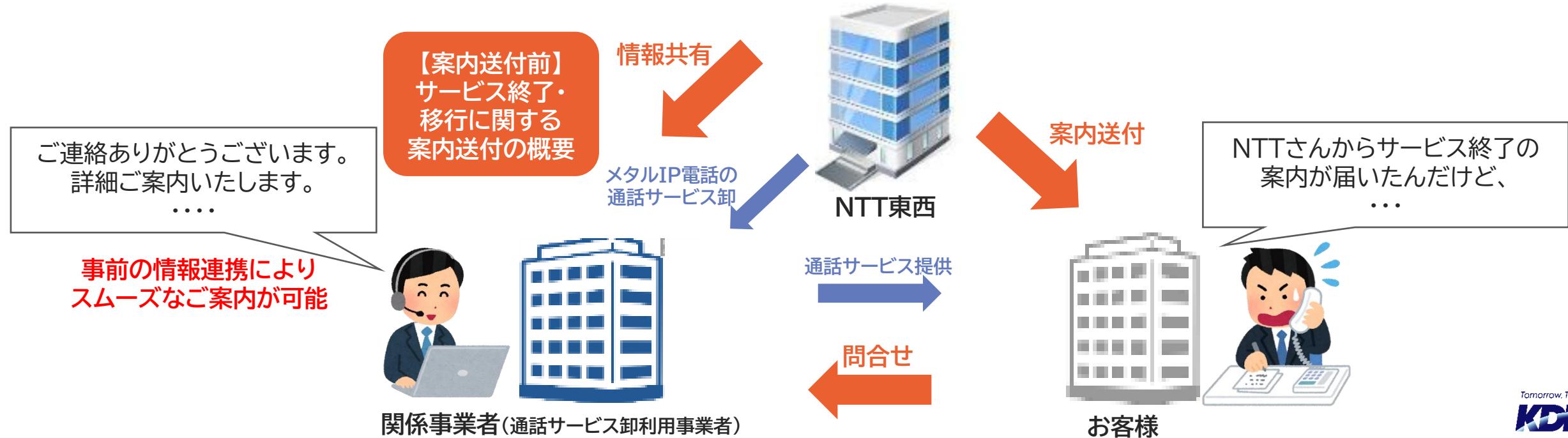
- NTT東西が公表したメタル縮退計画は、現時点では概要にとどまっており、**具体的な時期やエリア(収容局単位、市町村単位、県単位など)については不透明**
  - ・ NTT東西のメタル縮退計画に沿って、対象となる利用者や自治体、事業者等が各種の対応検討・準備を進める必要があるため、**早期の具体的な計画公表が必要**



## 6. その他課題

### ○ お客様周知に関する関係事業者(通話サービス卸利用事業者等)との連携について

- NTT東西からお客様へサービス終了・移行先サービスのご案内にあたり、事前に関係事業者との情報連携が不足する場合、お客様からの問合せ対応において混乱が発生し、お客様にご迷惑をおかけする事態を懸念
- NTT東西による**周知エリア・スケジュール・内容等について、関係事業者に事前の情報共有**(周知開始の1ヶ月程度前等、関係事業者が十分に準備を取れる期間)が必要



## 7. NTT東西の試算値について

- 試算の前提条件にある各回線がサービス移行の中でどう扱われるのかを確認したい  
⇒ 試算結果の無線を用いた固定電話移行分以外の「425万回線(約94%)」がサービス移行の中でどのように扱われるのかを確認したい

**2. 代替サービスへの移行回線数の試算**

本試算は現時点の想定に基づき、移行率等のパラメーターを仮定して算定した値であり、今後移行を進めていく中で、必要に応じて試算の前提及び試算結果について、随時見直しを行います。

**【試算の前提条件(東西計)】**

- 光提供エリアは光回線電話、光未提供エリアはモバイルを用いた固定電話へ移行  
(光提供エリアでも、建物配管等の都合、お客様が早期開通を希望される等で、モバイルを提供する場合もあるが、今回試算ではそれらは見込まない)
- 加入電話の2024年度末施設数(1,040万回線(うち端末更改・複数回線利用の事務用ユーザ:150万回線))に対して、直近の減少トレンド(事務用:▲6%/年、住宅用:▲8%/年)を踏まえ、2035年度末までに▲440万回線減少①
- 残施設数600万回線のうち、最大450万回線が代替サービスへ移行②
 

(1) 新規・移転・故障契機	: ~60万回線	②
(2) 端末更改・複数回線利用の事務用ユーザ	: ~100万回線	③
(3) エリア単位の段階的移行	: ~290万回線※④	④

\*エリア単位の段階的移行契機で(1)(2)を除いた)残施設数440万回線のうち3割(「固定電話利用動向アンケート」の結果を基に算定)に解約が発生すると想定

**【試算結果】**

- 上記の前提で試算した結果、2024年度末の加入電話施設数(1,040万回線)が代替サービスに移行する回線数は最大約450万回線と試算(2035年度末時点)
- 上記に光未提供エリアの加入電話の施設数比率(6%)を乗じた25万回線が、モバイルを用いた固定電話移行分と試算(モバイルを用いた固定電話移行分の内訳としては、2027年度まではワイヤレス固定電話(1万回線)、2028年度以降はモバイル網固定電話(24万回線))

⑤

16

### 確認したい点

- 2035年度末時点の全体減少数(解約数)ということか?自社他サービスへの移行は無いのか?
- 「600万回線 - 450万回線 = 150万回線」は、2035年度末時点で150万回線のメタル固定電話が残存してしまう(移行拒否)ということか?
- 2025年度から移行提案開始する回線ということか?
- 2028年度からエリア単位で段階的移行を開始する回線ということか?
- 「450万回線 - 25万回線 = 425万回線」(約94%)は、光回線電話(電話単体)又は光IP電話(BB重畠型)を提案するということか?

(出典)固定電話サービス移行円滑化委員会(第1回) NTT東西資料

## 8. まとめ

### NTT東西の主張

- 原則、光提供エリアでは、メタル固定電話の移行先として光回線電話を提供。
- 無線を用いた固定電話への移行回線数は、約25万回線。そのうち、ワイヤレス固定電話は1万回線、モバイル網固定電話は24万回線。
- ワイヤレス固定電話の提供要件の撤廃を要望。全国でワイヤレス固定電話を提供可とした後、2028年度以降はモバイル網固定電話を移行先とする。

### 弊社の考え方

- 光ファイバは、**国民生活・経済活動を支える基幹インフラ**。無線と比較して**品質面で安定的な通信の確保が可能**。
- 利用者が光と無線の違いを理解していない状況で、無線への移行を推奨することは控えるべき。**光提供エリアを政策目標である99.9%まで拡大し、原則、光サービスを提供していくことが消費者保護の観点からも重要**。
- 国の政策目標の達成や社会的課題解決のためには、**光ファイバを基盤とした通信環境が必須**であり、その基盤の上に構築される**モバイルやワイヤレスサービスは、光ファイバの補完的役割を担うことが適当**。
- NTT東西が無線活用に偏重する事がないよう、**具体的な移行計画を早期に提示させ、本委員会で注視し、必要な措置を講じていく必要**がある。

## (参考)欧州の事例

- ・ 欧州の規制当局BERECによる30か国の対応状況報告書(2025年6月)によると、メタル網廃止に向け、利用者保護と競争維持の観点から複数の措置を実施
- ・ 適切な告知期間(多くは6か月～2年)を設けること、代替卸売アクセス商品の整備を義務づけること、利用者への周知・移行支援を行うことが主要な対応策
- ・ 多くの規制当局は事業者に対し、競合他社への顧客情報や移行計画の共有を求めており、これによりインカンバント事業者が独占的に既存加入者の情報を抱え込むことを防止

項目	内容
周知・コミュニケーションの適切な確保	通知期間の設定 メタル網撤去にあたり、事業者はエンドユーザーや関係者に対して十分な通知期間(通常6か月～2年、場合によっては3～5年)を設けることが義務付けられている。 ※通知期間が長いほど、強制的な切替を避ける効果があるとされる。
	切替の際の技術的問題への対応 発生した最も一般的な技術的問題は、サービスの中斷とエンドユーザーとの情報共有不足であったため、規制当局は、エンドユーザーとのコミュニケーションに関する取り組み、適切な代替卸売アクセス製品の利用確保等の措置を実施。 ※マスマーケットだけでなくビジネスマーケットにも対応することが必要であるとされている。
	コミュニケーションの中立性確保 政府によるコミュニケーション、または事業者がロゴのない中立的な形式での情報提供等の有効事例もあるとされている。
	すべてのステークホルダーへの情報提供 多くの規制当局は、エンドユーザーだけでなく、すべてのステークホルダーに対して、それぞれに適した関連情報を提供する必要があると指摘しており、これには市議会も含まれるとされている。 ※透明性の高いプロセス設計と、利害関係者の関与(公開協議等)が重要とされる。
	高齢者・社会的弱者等への配慮 強制的な切り替えを避けるため、特に高齢者等には特別な注意を払うことが求められている。
情報共有・透明性	事業者間の情報共有 市場支配力を有する事業者(SMP事業者)から規制当局や代替ネットワーク事業者への情報(スイッチオフ計画や進捗、カバレッジ等)共有も義務付けられている。

「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# E KDDI VISION 2030

